

# 美しきまちづくりサポーター

## 制度のあらまし

《できる人が できるときに できることを できるところで!》



あなたの力をまちづくり  
にお貸してください!



令和6年4月

美 唄 市

## ◆美しきまちづくりサポーターって何？

サッカーの試合を見ているとサポーター（応援する人たち）がどの試合でも大きな声援を送っていますよね。自分の好きなチームには絶対に勝ってもらいたいという気持ちがよく表われています。サッカーのサポーターは、ファンであると同時にチーム・クラブを支える存在でもあります。

さて、まちづくりの場面では、市役所の職員だけでなく様々な団体、ボランティアの方たちが関わっています。つまり「サポーター」により、まちづくりが支えられ、いきいきとした活気ある活動が広がっていくことになります。

美しきまちづくりサポーター制度は、これまで行われてきたまちづくりへの参加やボランティア活動を参加者の希望に合わせて効果的に行うことができるようにするしくみで、「まちづくりやボランティアの活動をしてみたい」、「自分の持つ知識や特技を地域に活かしてみたい」という人にまちづくりのサポーターとして登録していただき、サポーターの皆さんと市とのパートナーシップによりまちを活気づけ、市民みんなが誇りと愛着のもてるまちにすることがねらいです。



## ◆どんな活動をするの？

具体的には、次の表にある活動です。

これらの中から希望する活動内容を選び、参加可能な時間帯などを登録していただきます。あらかじめ、説明会や研修会を行ったり、チーム編成などをして、活動していただきます。サポーターが必要な際に市から連絡し、活動に参加していただきます。

今後、さらにいろいろな分野に参加していただけるよう、メニューを増やしていく予定です。

★活動内容等

| No. | 活動内容    | 活動範囲  | 活動時期・回数      | 市の役割                    |
|-----|---------|---|--------------|-------------------------|
| 1   | 子育て支援   | 子育て支援センター等での行事の際のお手伝い   | 年間を通じ、可能な回数  | 事前指導など                  |
| 2   | 放課後児童施設 | 児童との交流（本の読み聞かせ、短歌の指導等）  | 通年           | 事前指導、本等の貸与、実施マニュアルの提供など |
| 3   | 公園管理    | 花壇づくり、草刈り、ごみ拾い、植樹、樹木の剪定など                                     | 5～10月までの可能な日 | 事前指導、道具の貸与など            |
| 4   | 観光イベント  | 桜まつり（4～5月）、歌舞裸まつり（8月）、野あそびキャンプ（9月）、美唄雪んこまつり（2月）などの準備作業、当日対応など |              | 事前指導、道具の貸与など            |
| 5   | 文化施設の管理 | 旧東明駅舎及び周辺の清掃  | 5～10月まで3回程度  | 事前指導、道具の貸与など            |
| 6   | 郷土史料館   | 資料整理、企画展等行事の補助・協力など   | 通年           | 事前指導、道具の貸与など            |

<作業の大まかな流れ>

| 時期 | 4～5月   | 9～2月ころ  | 3月ころ   |
|----|--|---------|--------|
| 内容 | 活動開始<br>説明会・研修会<br>グループ編成<br>ボランティア登録<br>サポーター募集 | 活動実施・調整 | 評価・見直し |



★活動時間等

1回2～3時間程度で都合のいいときに参加できます。

「できる人が、できるときに、できることを、できるところで」が原則です。

◆登録のしかたは？

申込用紙に、住所、氏名、連絡先などを記入して市役所に提出すれば、登録完了です。なお、登録有効期間は4月から3月までの1年間（中途登録の場合は次の年度の3月末まで）で、半自動的に更新していくしくみです。申込みは、いつでも受け付けています。

団体による登録もできます。その際にも、メンバーの皆さんの住所、氏名、連絡先をお知らせいただきます。

登録していただいた方には、市からメンバーカードをお送りします。  
また、登録については、申し出により、いつでも、抹消ができます。  
個人情報、美唄市個人情報保護条例に基づき適正に保護します。



### ◆報酬やケガをした場合は？

活動は無償ボランティアとなります。活動中の安全確保には充分気をつけますが、万が一ケガをしたり、事故にあった場合は、市が加入している全国市長会主催の市民総合賠償補償保険が適用になります。

#### お問い合わせ・申込先

美唄市総務部広報情報推進課 DX・まちづくり推進係

電話 0126-62-3137

Fax. 0126-62-1088

e-mail iju@city.bibai.lg.jp

----- 切取り線 -----

| 美しきまちづくりサポーター登録申込書        |           | 申込日            | 令和 年 月 日 |
|---------------------------|-----------|----------------|----------|
| ふりがな                      |           | 電話番号           |          |
| 氏名                        |           | e-mail<br>アドレス |          |
| 住所                        | 〒         |                |          |
| 希望する活動に○印をつけてください（複数でも可）。 |           |                |          |
| 1 子育て支援                   | 2 放課後児童施設 | 3 公園管理         |          |
| 4 観光イベント                  | 5 文化施設の管理 | 6 郷土史料館        |          |

Fax、e-mail でも申込みできます。